

議案第89号

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地区体育施設の体育館の利用者の利便の向上を図るため、ＩＣカードによる利用の対象に駐車場を追加する必要があるによる。

福岡市立地区体育施設条例の一部を改正する条例

福岡市立地区体育施設条例（昭和55年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「者」を「利用者（第15条の2第1項に規定するプリペイドカードによる許可利用者を除く。）」に改め、同項第1号中「（第15条の2第1項に規定するプリペイドカードによる許可利用者を除く。）」を削り、同項第2号中「限る。）を利用する者」を「限る。以下同じ。）の利用者」に改める。

第15条の2第2項及び第4項中「個人利用」の次に「及び駐車場の利用」を加え、同条第5項中「前項」を「地区体育施設」に改め、「個人利用」の次に「及び駐車場の利用」を加え、同条第8項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。